

【表】具体的な対策の概要

(1) 自立支援システムの運営	自立支援センターの運営を通じ、ホームレスの自立を促進
(2) 就業機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ①求人の確保 東京ジョブステーションと連携し、求人を確保 ②職業相談・職業紹介 就職支援セミナーや職業相談等を通して、就労を支援 ③職業能力の開発 国が行う技能講習の受講の奨励等 ④身元保証の確保 東京ジョブステーションの「身元信用保証事業」を活用
(3) 安定した居住場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> ①公営住宅の入居斡旋 都営住宅の特別割当を実施 ②低家賃住宅の確保 低家賃住宅活用のノウハウ等を自立支援住宅の設置・運営に活用 ③緊急連絡先の確保 相談員等と連携し、緊急連絡先を確保
(4) 保健及び医療の確保	<ul style="list-style-type: none"> ①健康診断・相談サービスの提供 保健所や自立支援センターにおける健康相談の実施 ②結核罹患者への対応 山谷地域等における結核検診の実施等 ③救急医療体制の充実 ホームレスの受け入れに伴う協力謝金の交付
(5) 生活に関する相談・指導	<ul style="list-style-type: none"> ①窓口・街頭相談の充実 福祉事務所による応急援護の実施等 ②巡回相談事業の実施 夜間等の巡回相談など、柔軟な実施方法を工夫 ③福祉サービス総合支援事業の利用促進 「福祉サービス総合支援事業」について、幅広く周知 ④ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者への対応 生活困窮者自立支援制度による支援、体系的キャリア教育の推進
(6) 緊急援助及び生活保護	<ul style="list-style-type: none"> ①緊急に行うべき援助の実施 区市町村が行う応急援護事業に対し、規定に基づき補助金を支出 ②生活保護法による保護の実施 相談者の個別状況に即し、生活保護を適用 ③路上生活者対策事業と生活保護制度の連携 自立支援センター退所時の福祉事務所との連携強化等 ④市町村部のホームレスへの対応 被保護者自立促進事業の活用等により、路上生活からの脱却を支援 ⑤山谷地域における対策 生活保護の実施、地域環境の改善等
(7) ホームレスの人権擁護	<ul style="list-style-type: none"> ①広報・啓発活動の実施 東京都教育委員会発刊の「人権教育プログラム」に資料を掲載 ②相談・支援時の人権尊重 自立支援センター入所時等にホームレスの人権尊重に十分配慮
(8) 地域における生活環境の改善	管理する公共施設内の巡視・警備の強化等
(9) その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ①地域における安全の確保 警察と関係行政機関等との連携強化 ②民間団体との連携 NPO、社会福祉協議会等との定期的な情報交換 ③民生委員・児童委員の理解の促進 民生委員・児童委員との連絡会等における情報提供と理解の促進